

平成 24 年 11 月 1 日

各就労継続支援 A 型事業所 御中

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課長

就労継続支援 A 型の基本報酬に係る算定シートの提出について

日頃は、本市障害福祉行政の運営にご理解をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成 24 年 4 月の報酬改定で示されたとおり、平成 24 年 10 月提供分より基本報酬の減算規定が適用されます。雇用契約を締結している利用者のうち短時間利用者の割合が高い事業者に対して、下記のとおり直近 3 ヶ月の実績に応じて本体報酬が減算される場合があります。

つきましては、各事業所において短時間利用者の割合を算定シートで作成していただき提出をお願いいたします。提出いただいた算定シートに基づいた請求内容となっているかを確認させていただきます。

実地指導等で基準を満たしていないことが判明した場合は、返還が生じますので併せてご留意下さい。

なお、新たに加算等の体制届を提出いただく必要はありません。

記

1 報酬の見直し内容について

(1) 現員数(※1)のうち短時間利用者(※2)の占める割合が 50%以上 80%未満

→所定単位数の 100 分の 90 を算定【1 割減算】

(2) 現員数のうち短時間利用者の占める割合が 80%以上

→所定単位数の 100 分の 75 を算定【2 割 5 分減算】

※1 現員数・・・雇用契約を締結している利用者で一週間のうち、1 日でも利用があった者の合計数。

※2 短時間利用者・・・週 20 時間未満の利用者。

2 算定上の留意事項

具体的な求め方は、直近の過去 3 か月において、短時間利用者の 1 週間ごとの割合を求め、当該期間の週平均の割合をもって算定する。ただし、以下の点に留意して下さい。

※厚生労働省の現段階の見解であり、今後変更となる場合があるためご留意下さい。

- ① 利用者が休んだ日には、欠勤、有給休暇(時間給も含む)、忌引休暇等法定で規定されている休暇を含みます。また、昼休憩等の休憩時間も実績には含まれません。
- ② 欠席時対応加算を算定した日については、実績がないものとして扱います。
- ③ 算定対象となる 3 か月間の最初の週と最終の週が、算定対象月をまたぐ場合及び祝日、年末年始などで通常の営業日を休日とした週については、当該週を除いて計算します。

また、就業規則等で特に取り決めがない場合は、原則日曜日から土曜日までを1週とします。

④名古屋市以外の市町村で支給決定されている利用者も含めて算定する必要があります。

<参考例>

①平成24年10月提供分の請求について

直近3か月は、7月から9月となる。最終週である9月30日からの週は月をまたぐため算定対象外となる。

②平成24年11月提供分の請求について

直近3か月は、8月から10月となる。8月1日（水）は、週の途中で算定対象外の月をまたいでいるため、算定対象外とする。最終週である10月28日（日）からの週は算定対象外の月をまたぐため算定対象外となる。なお、8月26日（日）から9月1日の週については算定対象内で月をまたぐため、算定対象の週となる。

	利用者氏名	7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	7/6	7/7	計
		日	月	火	水	木	金	土	
1	A	休業日	5	5	5	5	5	休業日	25
2	B		4	4	4	4	4		20
3	C		5	5	5	有休	有休		15
4	D		6	6	6	6	6		30
5	E		3	3	3	3	3		15
6	F		4	4	5	5	5		23
7	G		0	0	0	0	4		4
8	H		4	4	4	5	4		21
9	I		5	2	有休	5	5		17
10	J		4	4	4	3	4		19

10名の利用者のうち5名（C・E・G・I・J）が20時間未満の短時間利用者となり、この週の短時間利用者の割合は50%となる。

この要領で直近3か月の週平均の割合を算出し、50%を超えると減算となる。

3 算定シートの提出について

毎月、請求を行う月の15日（休庁日の場合は、直前の開庁日）までに郵送にて提出してください。

様式については、ウェルネットなごやよりダウンロードしてください。

ウェルネットなごやの事業者のページ内にある様式等ダウンロードに様式を掲載します。

連絡先（書類提出先）

460 - 8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所健康福祉局障害者支援課認定支払係

TEL : 052 - 972 - 2639 / FAX : 052 - 972 - 4149